



議案第8号	令和5年度静岡市駐車場事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第9号	令和5年度静岡市介護保険事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第10号	令和5年度静岡市介護保険サービス会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第11号	令和5年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第12号	令和5年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第13号	令和5年度静岡市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第14号	令和5年度静岡市病院事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第15号	令和5年度静岡市水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第16号	令和5年度静岡市下水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第17号	静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第18号	静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第19号	静岡市事務分掌条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第20号	静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第21号	静岡市手数料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第22号	静岡市キャンプ場条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第23号	静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第24号	静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第25号	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第26号	静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第27号	清水市職員退職料等支給条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第28号	消防ヘリコプターの購入について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第29号	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第30号	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致

(3) 2月21日提出、同日議決(1件)

番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	志政会	公明党	共産党	緑の党	街づくり	備考
議案第31号	静岡市教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	全会一致

(4) 2月21日提出、3月19日議決(69件)









### 3 議案第32号に対する修正案

令和6年3月19日

静岡市議会議長 井上 恒彌 様

静岡市議会議員 内田 隆典  
静岡市議会議員 寺尾 昭  
静岡市議会議員 杉本 護  
静岡市議会議員 市川 正

#### 議案第32号 令和6年度静岡市一般会計予算に対する修正動議

このことについて、修正案を下記のとおり地方自治法第115条の3及び静岡市議会会議規則第17条の規定により提出します。

#### 記

議案第32号 令和6年度静岡市一般会計予算を次のように修正する。

第1条第1項中「353,460,000千円」を「353,684,852千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

#### 第1表 歳入歳出予算

##### 歳 入

款	項	金 額
21 繰 入 金		千円 11,243,942 <del>11,019,090</del>
	1 基金繰入金	10,945,476 <del>10,720,624</del>
歳 入 合 計		353,684,852

	353,460,000
--	-------------

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円
		123,776,040
		<del>123,551,188</del>
	5 国民健康保険費	5,460,652
		<del>5,235,800</del>
歳 出 合 計		353,684,852
		<del>353,460,000</del>

歳入

一般会計予算歳入

21款 繰入金

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
21 繰入金	11,243,942 <del>11,019,090</del>	6,817,445	4,426,497 <del>4,201,645</del>			
1 基金繰入金	10,945,476 <del>10,720,624</del>	6,814,645	4,130,831 <del>3,905,979</del>			
1 財政調整基金繰入金	4,084,852 <del>3,860,000</del>	3,500,000	584,852 <del>360,000</del>	1 財政調整基金 繰入金	4,084,852 <del>3,860,000</del>	財政調整基金繰入金 4,084,852 <del>3,860,000</del>
歳入合計	353,684,852 <del>353,460,000</del>	351,700,000	1,984,852 <del>1,760,000</del>			

歳 出

一般会計予算歳出

3款 民生費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3 民生費	123,776,040 <del>123,551,188</del>	118,164,099	5,611,941 <del>5,387,089</del>	65,283,178 <del>65,058,326</del>	58,492,862			
5 国民健康保険費	5,460,652 <del>5,235,800</del>	5,255,300	205,352 <del>△19,500</del>	2,454,845 <del>2,229,993</del>	3,005,807			
2 国民健康保険事業会計繰出金	5,448,052 <del>5,223,200</del>	5,242,700	205,352 <del>△19,500</del>	2,454,845 <del>2,229,993</del>	2,993,207	27 繰出金	5,448,052 <del>5,223,200</del>	1 事業勘定繰出金 (1) 事業勘定繰出金 2 直営診療施設勘定繰出金 (1) 直営診療施設勘定繰出金
				国庫支出金 538,261				5,380,952 <del>5,156,100</del>
				県支出金 1,691,712				67,100
				財産収入 20				
				繰入金 224,852 0				
歳 出 合 計	353,684,852 <del>353,460,000</del>	351,700,000	1,984,852 <del>1,760,000</del>	133,444,478 <del>133,219,626</del>	220,240,374			

#### 4 議案第39号に対する修正案

令和6年3月19日

静岡市議会議長 井上 恒彌 様

静岡市議会議員 内田 隆典  
静岡市議会議員 寺尾 昭  
静岡市議会議員 杉本 護  
静岡市議会議員 市川 正

#### 議案第39号 令和6年度静岡市国民健康保険事業会計予算に対する修正動議

このことについて、修正案を下記のとおり地方自治法第115条の3及び静岡市議会会議規則第17条の規定により提出します。

#### 記

議案第39号 令和6年度静岡市国民健康保険事業会計予算を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）の一部を次のように改める。

#### 第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

##### 歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 11,743,672
		<del>11,968,524</del>
	1 国民健康保険料	11,743,672
		<del>11,968,524</del>
8 繰入金		6,333,052
		<del>6,108,200</del>

	1 他会計繰入金	5,380,952
		<del>5,156,100</del>

歳 入

国民健康保険事業会計（事業勘定）

△印は減

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険料	千円 11,743,672 <del>11,968,524</del>	千円 12,516,145	千円 △772,473 △547,624		千円	千円
1 国民健康保険料	11,743,672 <del>11,968,524</del>	12,516,145	△772,473 △547,624			
1 一般被保険者国民健康保険料	11,743,612 <del>11,968,464</del>	12,516,086	△772,474 △547,622	2 後期高齢者支 援金分現年賦 課分	2,840,335 <del>3,065,187</del>	現年賦課分 所得割 市民税課税総所得額－基礎控除43万円 2,300 料 率 <del>2,57</del> /100 均等割 1 人 9,800 <del>10,500</del> 円 人 数 118,368人 平等割 1 世帯 7,600 <del>7,900</del> 円 世帯数 78,775世帯 賦課限度額 240,000円
8 繰入金	6,333,052 <del>6,108,200</del>	6,568,000	△234,948 △459,800			
1 他会計繰入金	5,380,952 <del>5,156,100</del>	5,181,800	199,152 △25,700			
1 一般会計繰入金	5,380,952 <del>5,156,100</del>	5,181,800	199,152 △25,700	7 その他一般会 計繰入金	254,852 30,000	その他一般会計繰入金 国民健康保険事業費納付金充当
歳 入 合 計	66,380,800	67,436,000	△1,055,200			

## 5 議案第58号に対する修正案

令和6年3月19日

静岡市議会議長 井上 恒彌 様

静岡市議会議員	内田 隆典
静岡市議会議員	寺尾 昭
静岡市議会議員	杉本 護
静岡市議会議員	市川 正

議案第58号 静岡市国民健康保険条例の一部改正についてに対する修正動議

このことについて、修正案を下記のとおり地方自治法第115条の3及び静岡市議会会議規則第17条の規定により提出します。

記

議案第58号静岡市国民健康保険条例の一部改正についてを次のように修正する。

議案及び提案の理由 別紙のとおり

## 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の3（見出しを含む。）中「に改め、同条第1号中「100分の2.30」を「100分の2.57」に改め、同条第2号中「9,800円」を「10,500円」に改め、同条第3号ア中「7,600円」を「7,900円」に改め、同号イ中「3,800円」を「3,950円」に改め、同号ウ中「5,700円」を「5,925円」を削除する。

### （提案理由）

静岡市国民健康保険の保険料のうち所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割を現状と同額にしようとするものである。

## 6 議員提出議案資料

### ●発議第1号 静岡市議会委員会条例の一部改正について

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「危機管理総室」を「危機管理局」に、「企画局」を「総合政策局」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### ●発議第2号 大井川鐵道の全線復旧早期実現に関する意見書

大井川鐵道は、令和4年9月の台風第15号により被災し、一時は全線が不通となった。その後、復旧が進んだものの、いまだ川根温泉笹間渡駅から千頭駅間は、運行再開の目途が立たない状況である。

こうした中、静岡県では、大井川鐵道株式会社及び国、県、関係市町などで構成する「大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会」を設置し、全線の運行再開に向けて、復旧や今後についての検討を進めていただいているところである。

大井川鐵道は100年近い歴史があり、沿線住民の生活の足として、また、大井川流域への観光の足として時代とともにその役割を果たしてきている。昭和51年にSLの復活運転を開始し、平成26年からは、きかんしゃトーマス号を運行開始するなど、魅力ある鉄道として全国から注目されており、鉄道そのものが県中部地域の重要な観光資源となっている。

また、静岡市の井川地区に通じる大井川鐵道は、東海道新幹線及び東海道本線並びに富士山静岡空港を含めた県中部の公共交通ネットワークの一端を担っており、コロナ禍以降、観光需要が回復する中、インバウンド観光を取り込み、地域経済の活性化につなげていくためには、隣接する基礎自治体と連携し、効果的に活用していく必要がある。

については、国土交通省、静岡県、そして大井川鐵道株式会社が、静岡市を含む中部5市2町とともに、全線復旧の早期実現に向けて具体的に取り組むことを、静岡市議会として強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、静岡県知事]

## 7 その他（手続）

(1) 2月21日

件名	結果	内容
議員の派遣	決定	派遣目的 令和5年度第2回静岡市議会議員研修会出席のため 派遣場所 静岡庁舎本館3階 第3委員会室 派遣日 令和6年2月28日（水） 対象 全議員